東京大学教育研究評議会における運営方針委員候補者の選出に係る内規

令和６年９月１７日
教育研究評議会可決
東大規則第４０号
沿革

（趣旨）

第１条　この内規は、東京大学教育研究評議会規則（平成１６年４月１日東大規則第４号）（以下「規則」という。）第４条第４項の規定に基づき、教育研究評議会における運営方針委員の候補者（以下「委員候補者」という。）の選出について、必要な手続等を定める。

（推薦委員会の設置及び組織）

第２条　教育研究評議会は、委員候補者の選出が必要となる場合、当該委員候補者を選出するための運営方針委員候補者推薦委員会（以下「推薦委員会」という。）を置く。

２　推薦委員会の委員は、部局の長とする。

３　前項の部局は、別表１の区分欄に定める各群より選出された部局（以下「選出部局」という。）とし、その選出は区分に応じて同表の部局順欄に示す部局順の輪番制による。

４　前項の選出部局の数は、別表２のとおりとし、区分欄の各群より、推薦委員会の設置回数ごとに、設置回数欄に記載する数を選出する。推薦委員会の委員の定数は、８人とする。

５　第２項に規定する部局の長が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該部局が属する群の次の順番の部局の長を推薦委員会の委員とする。

(1)　現に理事、副学長又は執行役である者

(2)　総長選考・監察会議において総長予定者として決定された者

(3)　運営方針委員

（推薦委員会委員の任期）

第３条　推薦委員会の委員の任期は、総長が運営方針委員を任命するまでとし、推薦委員会は、総長による運営方針委員の任命の日をもって解散する。

（委員長）

第４条　委員会に、委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、委員会を招集し、会務を統括する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

（委員候補者の選考基準）

第５条　推薦委員会は、国立大学法人法（平成１５年法律第１１２号）第２１条の４第２項の定めるところにより同法第１２条第６項に規定する者の要件及び東京大学運営方針委員の選考方針等について（令和６年９月２６日役員会決定）を踏まえ、本学の常勤の教職員（特定有期雇用教職員を除く。）であって、かつ、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、委員候補者の選考を行い、教育研究評議会が総長に推薦する人数と同数の委員候補者リストを教育研究評議会に対し提案する。

(1)　現に規則第３条第１項第３号又は第４号に規定する評議員である者

(2)　過去に規則第３条第１項第３号又は第４号に規定する評議員であった者

(3)　その他本学における大学運営に関し十分な経験及び知見を有する者

第６条　前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、委員候補者とすることができない。

(1)　現に総長、理事、副学長又は執行役である者

(2)　総長選考・監察会議において総長予定者として決定された者

(3)　国立大学法人東京大学の総長経験者

(4)　総長選考・監察会議委員

（委員候補者の選出方法）

第７条　教育研究評議会は、推薦委員会が提案した委員候補者リストについて審議し、総長に推薦する委員候補者を選出する。

２　教育研究評議会の評議員（規則第３条第１項第３号若しくは第４号に規定する者又は東京大学教育研究評議会内規（平成１６年４月１日東大規則第７号。以下「評議会内規」という。）第５条に規定する者に限る）は、前項の審議において、委員候補者リストの変更を提案することができる。この場合において、推薦委員会が提案した委員候補者リストと同数の委員候補者を提案しなければならない。

（運営方針委員の再任の特例）

第８条　東京大学運営方針会議規則（令和６年９月２６日東大規則第３７号）第２条第１項第５号に規定する運営方針委員である者の任期が満了し、当該委員の再任回数が上限を満たさない場合、総長は、その者を再び委員候補者として推薦するか否かを教育研究評議会に諮るものとする。

２　前項の審議において、教育研究評議会が再び委員候補者として総長に推薦することを承認した場合は、第２条の規定にかかわらず、推薦委員会を設置することなく、委員候補者として選出する。

３　第１項の審議にあたっては、評議会内規第１２条各項の規定を準用する。

（補則）

第９条　この内規に定めるもののほか、推薦委員会の運営に関し必要な事項は、推薦委員会の定めるところによる。

２　教育研究評議会は、部局の新設、改廃及び運営方針委員の任期に変更がある場合又は教育研究の分野及び部局の性質に関する多様性を確保する観点から必要があると認めるときは、委員候補者の選出方法について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この内規は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和８年２月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和８年４月１日から施行する。

別表１（第２条関係）

区分	部局の順番
A 群	1 法学政治学研究科、2 人文社会系研究科、 3 経済学研究科、 4 総合文化研究科、5 公共政策学研究部、 6 教育学研究科
B 群	1 情報理工学系研究科、2 情報学環、3 医学系研究科、薬学系研究科、5 数理科学研究科、6 工学系研究科、7 理学系研究科、8 新領域創成科学研究科、9 農学生命科学研究科
C 群	1 センター等の代表者の属する部局、2 東洋文化研究所、3 社会科学研究所、4 史料編纂所
D 群	1 物性研究所、2 先端科学技術研究センター、3 大気海洋研究所、4 医科学研究所、5 地震研究所、6 宇宙線研究所、7 生産技術研究所、8 定量生命科学研究所

別表２（第２条関係）

区分/設置回数	1 回目	2 回目	3 回目	4 回目	5 回目	6 回目	7 回目
A 群	2	2	1	2	2	2	1
B 群	3	2	3	3	2	3	3
C 群	1	1	2	1	1	1	1
D 群	2	3	2	2	3	2	3

備考

各群における選出部局の数は、推薦委員会の委員の定数を当該各群に属する部局の数に応じて按分し、別に定める手順により算出する。

沿革

東京大学教育研究評議会における運営方針委員候補者の選出に係る内規

体系情報

□第１編　組織及び運営
　▽第１章　基本組織、経営協議会、教育研究評議会及び運営方針会議

沿革情報

◆令和０６年０９月１７日　教育研究評議会可決
◇令和０７年０３月１８日
◇令和０８年０１月２９日
◇令和０８年０４月０１日